

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 11 日（火）第2989号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（※）（子ども福祉課取扱い） 1  
○妊娠中毒症等療養援護費支給規則の一部を改正する規則（※）（子ども福祉課取扱い） 4  
○鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（※）  
（港湾空港課取扱い） 7

## 告 示

- 私立専修学校の廃止の認可（学事法制課取扱い） 7  
○私立専修学校の設置の認可（学事法制課取扱い） 7  
○私立各種学校の廃止の認可（学事法制課取扱い） 7  
○保安林の指定予定（3件）（森づくり推進課取扱い） 7  
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 9  
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 9  
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 10  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 10  
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 10  
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 10  
○土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 11  
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（2件）（港湾空港課取扱い） 11  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 12

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 13

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第6号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第34条から第37条までを次のように改める。

（養子縁組承諾許可の申請）

第34条 規則第39条第1項の申請は、養子縁組承諾許可申請書（別記第50号様式）によるものとする。

2 児童相談所長は、前項の養子縁組承諾許可申請書を受理したときは、児童相談所の所員をして必要な調査をさせ、意見を付して、知事に進達しなければならない。

第35条から第37条まで 削除

第42条第2号中「及び第6号の3」を「第6号の3及び第7号」に、「額。」を「額」に

改め、同号ただし書を削る。

別表第2注1中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表注2中「）の規定」の次に「並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて）」を加え、同表注2(1)中「第314条の7第1項第2号」を「第314条の7第1項第3号」に改め、同表注2(2)中「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に、「並びに」を「、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項」に改め、「第41条の19の5第1項」を削る。

別表第4備考3を削り、同表備考4(1)中「世帯」の次に「（児童自立生活援助事業所の入所児童は扶養義務者のいない世帯とみなす。）」を加え、同表備考中4を3とし、5を4とし、同表注1中「知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び指定医療機関（入所させるものに限る。）」に改め、同表注2中「、児童自立生活援助事業所、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部」を「及び児童自立生活援助事業所」に改める。

別表第5を削る。

別記第50号様式を次のように改める。

第50号様式 (第34条関係)

養子縁組承諾許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 施設の所在地  
名称  
代表者の氏名

印

次の児童について、民法第797条第1項の規定による養子縁組の承諾をしたいので、児童福祉法第47条第1項ただし書の許可を申請します。

養子にしようとする児童	ふりがな 氏 名			
	本 籍			
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	性 別	
養親になろうとする者	ふりがな 氏 名			
	本 籍			
	住 所			
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	性 別	
	職 業			
	家庭の状況			
縁組を希望するに至った経緯				
縁組を適当とする理由				
特 記 事 項				
※児童相談所の判定及び判定理由				

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 養子にしようとする児童の戸籍謄本及び養親になろうとする者の戸籍謄本を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の児童福祉法施行細則の規定（第34条から第37条まで及び別記第50号様式の規定を除く。）は、平成24年 4 月 1 日以後の分として徴収する負担金について適用し、同日前の分として徴収する負担金については、なお従前の例による。

妊娠中毒症等療養援護費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 7 号

妊娠中毒症等療養援護費支給規則の一部を改正する規則

妊娠中毒症等療養援護費支給規則（昭和39年鹿児島県規則第82号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県妊娠高血圧症候群等療養援護費支給規則

第 1 条中「妊娠中毒症，」を「妊娠高血圧症候群，」に，「「妊娠中毒症等」を「「妊娠高血圧症候群等」に，「いう。以下同じ。」（「を「いい，」に，「除く」を「除く。以下同じ」に，「妊娠中毒症等療養援護費」を「妊娠高血圧症候群等療養援護費」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「妊娠中毒症等」を「妊娠高血圧症候群等」に，「別に定める基準」を「別表第 1 に定める基準」に改め，同条ただし書中「いずれか」を「いずれか」に改め，同条第 1 号中「第22条の規定による助産所への入所措置」を「第22条第 1 項の規定により助産施設において助産」に改め，同条第 2 号中「所得税課税額の年額」を「所得税の額」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に，「こえる」を「超える」に改め，同条第 2 項中「こえる」を「超える」に，「行なわない」を「行わない」に改める。

第 4 条第 1 項中「妊娠中毒症等の」を「妊娠高血圧症候群等の」に，「妊娠中毒症等療養援護費支給申請書」を「妊娠高血圧症候群等療養援護費支給申請書」に，「妊娠中毒症等療養証明書」を「妊娠高血圧症候群等療養証明書」に改め，同条第 2 項中「とともに意見を付して，速やかに知事に進達するものとする」を削る。

第 5 条第 1 項中「保健所長から前条第 1 項の申請書の進達」を「前条第 1 項の規定による申請」に改め，「当該保健所長及び」を削る。

別表中 「 

開	腹	分べん誘 発その他
---	---	--------------

 を 「 

帝王切開	分べん誘 発
------	-----------

 に，「，所得税の年額」

を「，所得税の額」に改め，同表備考 1 中「所得税の年額」を「所得税の額」に改め，同表備考 1 の(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第 1 項及び第 2 項（同項第 2 号及び第 3 号にあつては，地方税法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。），第92条第 1 項並びに第95条第 1 項から第 3 項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第 1 項から第 3 項まで，第41条の 2，第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第41条の19の 2 第 1 項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表備考 3 中「すべての」を「全ての」に改め，同表を別表第 2 とし，附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 （第 2 条関係）

援護費支給対象者認定基準表

	分 類	症 候
1 妊 娠	(1) 妊娠高血圧腎症	妊娠 20 週以降に初めて高血圧（収縮期血圧値が 160mmHg 以上又は拡張期血圧値が 110mmHg 以上であるものをいう。以下同じ。）を発症し，かつ，たん白尿

高 血 圧 症 候 群		(24時間尿を用いた定量法で判定し、尿たん白が2g／日以上(随時尿を用いた試験紙法による成績しか得られない場合にあつては、複数回の新鮮尿検体で、連続して3+以上(300mg／dl以上)の陽性と判定されたもの)であるものをいう。)を伴うもので、分べん後12週までに正常に復するもの
	(2) 妊娠高血圧	妊娠20週以降に初めて高血圧を発症し、分べん後12週までに正常に復するもの((1)に該当するものを除く。)
	(3) 加重型妊娠高血圧腎症	医師の診断による。
	(4) 子癇 <small>かん</small>	医師の診断による。
	(5) その他の妊娠高血圧症候群関連疾患	肺水腫、脳出血、常位胎盤早期剥離又はヘルプ症候群
2 糖 尿 病	(1) 妊娠糖尿病	妊娠中の空腹時血糖値が92mg／dl以上又は経口糖負荷試験において1時間値が180mg／dl以上若しくは2時間値が153mg／dl以上であるもの
	(2) 妊娠時に診断された明らかな糖尿病	空腹時血糖値が126mg／dl以上、HbA1cが6.5%以上、随時血糖値が200mg／dl以上若しくは経口糖負荷試験において2時間値が200mg／dl以上であるもの又は確実な糖尿病網膜症が存在するもの
	(3) 妊娠前から診断が確定している糖尿病との合併妊娠	医師の診断による。
3	貧血	血色素がおおむね8g／dl以下のもの
4	産科出血	産科出血による出血多量で輸血その他の応急措置を必要とするもの
5	心疾患	先天性又は後天性の心疾患を有し、心不全、肺水腫、心内膜炎、心房細動等の病態の悪化が認められるもの

別記第1号様式及び別記第2号様式中「妊娠中毒症等療養援護費支給申請書」を「妊娠高血圧症候群等療養援護費支給申請書」に、「妊娠中毒症 糖尿病」を「妊娠高血圧症候群 糖尿病」に、「妊娠中毒症等療養援護費の」を「妊娠高血圧症候群等療養援護費の」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、

申請受付年月日		進 達 年 月 日	
経 由 保 健 所 名			
決 定 年 月 日		支 給 年 月 日	

を

申請受付年月日	
決 定 年 月 日	
支 給 年 月 日	

に改

める。

別記第3号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

妊娠高血圧症候群等療養証明書

(フリガナ) 患 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
病 名	妊娠高血圧症候群 糖尿病 貧血 産科出血 心疾患		
入 院 中 の 医 療	1 食事療法 (食 日間) 2 薬物療法 (使用薬剤名 ) 3 手術療法等 (分べん誘発剤 (有・無) ・ 帝王切開 (有・無) ) 4 その他 ( )		
入 院 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)		
患者本人負担額 (領収又は請求額)			
証明時の妊娠週数 (分べん年月日)	妊娠 週 (分べん年月日 年 月 日)		
症 状 等	1 妊娠高血圧腎症 } 血圧 ( / mmHg) 2 妊娠高血圧 } たん白尿 ( g/日) 3 加重型妊娠高血圧腎症 } 4 子癇 5 その他の妊娠高血圧症候群関連疾患 (肺水腫・脳出血・常位胎盤早期剥離・ヘルプ症候群) 6 妊娠糖尿病 空腹時血糖値 ( mg/dl) ・ 1 時間値 ( mg/dl) 2 時間値 ( mg/dl) 7 妊娠時に診断された明らかな糖尿病 空腹時血糖値 ( mg/dl) ・ HbA1c ( %) 随時血糖値 ( mg/dl) ・ 2 時間値 ( mg/dl) 糖尿病網膜症 8 妊娠前から診断が確定している糖尿病との合併妊娠 9 貧血 血色素 ( g/dl) 10 産科出血 輸血その他の応急処置 (有・無) 11 心疾患 (心不全・肺水腫・心内膜炎・心房細動・その他 ( ) )		
備 考			
上記のとおり証明する。 年 月 日 医療機関の名称 医療機関の所在地 診療担当医師氏名 印			

- 注 1 入院開始後21日を経過しても退院に至らない者については「入院期間」の最終日を入  
院した日から起算して21日目の日とし、21日間の入院期間に係る証明をしてください。  
 2 「病名」については、該当する病名を○で囲んでください。  
 3 「入院中の医療」及び「症状等」については、該当する番号及び文字を○で囲み、  
( ) 内には必要事項を記入してください。  
 4 患者が死亡した場合は、「備考」に死亡年月日を記入してください。

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の妊娠中毒症等療養援護費支給規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第 8 号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第73号）第 1 条の規定の施行期日は、平成26年 3 月 15 日とする。

## 告 示

## 鹿児島県告示第221号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第 1 項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
城西プロフェッショナル・カレッジ	鹿児島市薬師一丁目 6 番 6 号	学校法人 日章学園	平成26年 2 月 28 日	平成26年 3 月 31 日

## 鹿児島県告示第222号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第 1 項の規定により、私立専修学校の設置を次のとおり認可した。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	課程、修業年限及び収容定員	認可年月日	開校期日
鹿児島環境・情報専門学校	鹿児島市田上三丁目 4 番 8 号	学校法人 榎園学園	工業専門課程 2 年70人 1 年10人	平成26年 2 月 28 日	平成26年 4 月 1 日

## 鹿児島県告示第223号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
ホワイト洋裁学院	鹿児島市西田二丁目 3 番 2 号	白瀬俊二	平成26年 2 月 28 日	平成26年 2 月 28 日

## 鹿児島県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
奄美市笠利町大字喜瀬字タラマシ3290番1, 字テンシ3340番, 字マカリ3544番, 字崎原小亦3581番, 3591番, 字花ズロ3722番, 字朝仁原3765番, 笠利町大字手花部字肥田竹原2979番
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第225号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
奄美市笠利町大字平字フチャ原231番1, 笠利町大字手花部字内ヤン川203番, 字クチャラ1023番, 字柳作1073番1, 字大瀬勝1076番, 字ウチ花1415番, 字コモリ田原2111番
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第226号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島郡三島村黒島字宮平68番9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法



ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び三島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
虹クリニック	薩摩川内市田崎町214番地1	平成25年9月30日
かみむら耳鼻咽喉科	薩摩川内市若葉町3番16号	平成25年9月30日
有限会社三愛調剤薬局	指宿市湯の浜一丁目4番21号	平成25年11月1日
くばら歯科医院	奄美市名瀬古田町16-1	平成25年2月15日

### 鹿児島県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
八反田内科	霧島市隼人町住吉1353番地7	平成25年10月25日
ひまわり薬局始良店	始良市宮島町20番地7	平成25年10月2日
虹クリニック	薩摩川内市田崎町214番地1	平成25年10月1日
かみむら耳鼻咽喉科	薩摩川内市若葉町3番16号	平成25年10月1日
くばら歯科医院	奄美市名瀬古田町16-1	平成25年3月1日
さくらの里薬局	伊佐市大口里字羽祢田151番2	平成25年11月1日

### 鹿児島県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
桐山富衣	桐山整骨院 始良市加治木町諏訪町21	平成25年10月1日

## 鹿児島県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地  
医療法人光与会ゆんぬ眼科  
大島郡与論町茶花2184

## 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	与論中央クリニック	医療法人光与会ゆんぬ眼科	平成25年10月1日

## 鹿児島県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション達者の家	出水郡長島町蔵之元3696番地	株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町蔵之元3696番地	大平 怜也	平成26年3月1日	訪問看護

## 鹿児島県告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション達者の家	出水郡長島町蔵之元3696番地	株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町蔵之元3696番地	大平 怜也	平成26年3月1日	介護予防訪問看護

## 鹿児島県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年3月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	喜界町	急・割岸1及び急・瀧之前1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁喜界事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	喜界町	急・割岸1及び急・瀧之前1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁喜界事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第235号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日  
平成26年 3 月 3 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 伊藤祐一郎
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
鹿児島市城南町26番に接する岸壁の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の各地点のうち、①の地点と④の地点を結ぶ平成22年の秋分満潮位（D. L. +2.84メートル）における公有水面と岸壁との境界線、④の地点と⑤の地点を結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結んだ線により囲まれた区域  
①の地点 鹿児島市郡元一丁目21番6の国土地理院鹿大四等三角点（北緯31度34分23秒6763，東経130度32分40秒0278）から59度47分51秒2，363.85メートルの地点  
②の地点 ①の地点から357度38分52秒35.01メートルの地点  
③の地点 ②の地点から40度58分48秒59.70メートルの地点  
④の地点 ③の地点から105度53分12秒20.06メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から195度25分53秒75.87メートルの地点
  - (3) 面積  
2,924.83平方メートル
- 4 埋立地の用途  
埠頭用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成23年 9 月 1 日  
指令港空第166号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村  
鹿児島市

## 鹿児島県告示第236号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成26年 3 月 11 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日  
平成26年 3 月 3 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
鹿児島県知事 伊藤祐一郎
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
鹿児島市城南町45番 1 に接する岸壁の地先公有水面
  - (2) 区域  
次の各地点のうち，⑥の地点と⑫の地点までを順次に結んだ線，⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成22年の秋分満潮位（D. L. +2.84メートル）における公有水面と南防波堤との境界線，⑥の地点と⑬の地点を結ぶ平成22年の秋分満潮位（D. L. +2.84メートル）における公有水面と岸壁との境界線により囲まれた区域  
⑥の地点 鹿児島市郡元一丁目21番 6 の国土地理院鹿大四等三角点（北緯31度34分23秒6763，東経130度32分40秒0278）から69度47分40秒2,569.02メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から53度45分00秒51.26メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から323度45分00秒23.12メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から117度52分52秒23.81メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から27度53分31秒2.80メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から27度53分31秒0.21メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から117度52分47秒45.23メートルの地点  
⑬の地点 ⑫の地点から207度44分51秒58.76メートルの地点
  - (3) 面積  
3,456.00平方メートル
- 4 埋立地の用途  
埠頭用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成23年 9 月 1 日  
指令港空第166号
- 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村  
鹿児島市

**大島支庁告示第 6 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 3 月 11 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアホームはるかぜ	大島郡伊仙町伊仙2063-2	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康貴	平成26年 3 月 1 日	短期入所・共同生活介護

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年3月11日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR デジハネモンスターハンター SWN	サミー株式会社	3P1095
ぱちんこ遊技機	CRA デジハネ戦乱BURST! SW	サミー株式会社	4P0065
ぱちんこ遊技機	CRA 緋弾のエリアFPW	株式会社藤商事	3P1226
ぱちんこ遊技機	CRA ピカイチ@インターナショナル99VN	豊丸産業株式会社	4P0026
ぱちんこ遊技機	CR 萌えよ剣3STX	タイヨーエレクトリック株式会社	4P0048
ぱちんこ遊技機	CR 咲-Saki-YLB	株式会社三洋物産	4P0068
ぱちんこ遊技機	CR スーパー海物語IN沖縄3X MC	株式会社三洋物産	4P0072
ぱちんこ遊技機	CR スーパー海物語IN沖縄3Y SB	株式会社三洋物産	4P0073
ぱちんこ遊技機	CR 中森明菜・歌姫伝説3KT	株式会社大一商会	4P0091
回胴式遊技機	麻雀格闘倶楽部KK	KPE株式会社	4S0037
回胴式遊技機	ロストアイランドXA	サミー株式会社	4S0077